



校報 水糸者

No. 869

29年度・第42号

もっともっと笑顔輝く種小に

～「いじめ」を正しく理解し、みんなで防いでいきましょう～



連日のように、いじめによる悲惨な事件や事故の報道が絶えません。

県内の中学校でも数年前に、尊い命を自ら断つという大変悲惨な事件が発生しています。

いじめ問題は、学校だけで、家庭だけで取り組んでも効果が上がらないだけでなく、問題が水面下に潜ってしまい、より悪質化することが心配される「犯罪行為」です。

〔県内小学校の「いじめ」に関する状況〕

	いじめを認知した小学校数	いじめの認知件数	解消したもの
平成23年度	124校	331件	
平成25年度		467件	
平成27年度	237校	2302件	2001件



平成25年に入ってから、いじめを認知した小学校数もいじめ認知件数も急増しています。

これは、そのままいじめの件数が増えたということではなく、平成24年度に発生した滋賀県大津市の中学生の痛ましい事件を機に「いじめの定義」が変化したことによる、増加となっています。



〔いじめの定義〕

平成17年度以前



自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

平成18年度～



当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。



いじめ防止対策推進法の定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）；平成25年度

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「力の差」（強い者が弱い者に対して）や「継続的」、「意図的」、「深刻」等の要素は全く含まれていません。例えば、かわいいなあと思って「ぬいぐるみみたい！」といった事が、受け手によっては不快感を覚え、「いじめ」とカウントされたり、授業中などに無意識に、悪気なく1度だけぶつかったことも、相手によっては「いじめ」ととられ、カウントされることとなります。

いじめ防止対策推進法による「重大事態」とは…（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

1. いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態例；いじめを苦にした自死や多額の金銭恐喝など
2. いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた疑いのある事態例；いじめが原因となっている不登校



【本校の主な取り組み】 … キーワード「早期発見、情報共有、チームで対応」

- ・全校朝会などで、「いじめは犯罪である」ことを繰り返し話している。
- ・種市小学校いじめ防止基本方針を作成し、全教職員で共通理解を図っている。
- ・定期的に保護者と子どもにアンケートを実施し、その結果に基づき担任と全児童との面談を実施している。
- ・わかる授業と居場所のある学級づくりの実現に努めている。
- ・日常の子ども達の様子をきめ細かく観察し、疑わしい事態が発生した場合、速やかに情報を共有し「チーム」で対応するような体制を構築している。
- ・例えば、休み時間に友達が投げたボールがぶつかったことを、その友達に訴えないで「いじめ」をとらえるような希薄な関係性から、何でも言い合える関係やコミュニケーション能力が身につくよう、日常の教育活動の中で取り組んでいる。



【本校のいじめアンケート結果（6月実施）】

先日実施したアンケートで「いじめ」を訴えた児童は59人（低学年…30名、中学年…9名、高学年…18名、はまなす…2名）となっています。現行のいじめの定義では、どうしても低学年の発生件数が多くカウントされるものですが、59人の訴えは「授業中に並んでいる時に（一度だけ）押された」という内容に代表されるような『重大事態』ととらえる内容や、平成25年度以前の定義だと「いじめ」に該当しない内容がほとんどとなっています。だからと言って、慢心や油断をせず、現在各担任が丁寧に子どもとの面談を繰り返している最中です。



【保護者・地域、スポ少などの指導者の皆さんへのお願い】

- ① お子さんのことで、何か心配なことや不安に感じていることは、すぐに担任へお知らせください。
- ② 「いじめ」の法律が変わり、いじめの定義や罰則も変わっていることをみんなでしっかりと理解しましょう。そして、『法律上のいじめ』と『社会通念上のいじめ』のギャップをしっかりと認識することが、いじめの防止にはとても大切になっています。
- ③ スポ少の指導者など、多数の子どもと接する方々においては、今後とも子どもがまねをしてもよい指導や行動を続けていきましょう。
- ④ 「いじめられるあなたにも非や悪い事がある」といったような、被害者を責めることはやめましょう。二度と相談をしない子になってしまいます。
- ⑤ 子どもちょっとした変化を見逃さずに、何か話しかけてみましょう。

17日の岩手日報に「いじめの労働相談7万件」という記事が掲載されていました。

2016年度に各都道府県の労働相談のうち「いじめや嫌がらせ」に関するものが、約7万1千件で、昨年度より4千件増加したという内容の記事でした。



学校でのいじめの早期発見と撲滅のためには、学校・家庭・地域、関係機関などの連携が大切です。そして、私たちおとなが子ども達の良き手本となることは当然のことです。

各家庭やスポ少などでも、「いじめは人権問題であり、犯罪である」ことの徹底を、今後一層強化していただければ、確実にいじめがなくなり、たくさんの笑顔の花が咲くことでしょう。